

円借款案件【事後モニタリング】 結果表

国名	北マケドニア共和国
案件名	ズレトヴィッツア水利用改善事業

I. 案件概要

(1) L/A 承諾額	96.89 億円
(2) L/A 調印日	2003 年 11 月 20 日
(3) 実施機関	農業森林水経済省
(4) 事業概要	

本事業は、北マケドニア東部のズレトヴィッツア川において多目的ダムと水供給設備を整備し、7 自治体<sup>1</sup>に上水・工業用水を供給するもの。

II. レビュー/モニタリング結果

(1) 事後評価における課題・指摘の概要
<p>① 事後評価（2014 年）では、本事業で建設したダムから給水されている自治体は、審査時に計画されていた自治体（7 自治体）のうち、2 自治体（プロビシュティップ市、シュベティニコル市）のみである点が指摘されている。更に、給水対象地域の給水人口の 5 割を占めるシュティップ市では高い濁度が主たる原因で原水の供給はなされておらず、審査時に想定された事業効果が発現していないとの指摘もなされている。</p> <p>② また同評価（2014 年）では、本事業で整備された上流のダムから下流の取水堰までの間で河川水が流入し、雨天時に濁度が高まるため、複数の自治体が原水の受け入れを拒否しており、当初の事業計画時に詳細な水質調査が必要であったとの分析結果を示している。</p>
(2) 対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事後評価後、JICA は実施機関からのヒアリングを実施し、給水人口の 5 割を占めるシュティップ市への原水供給がなされていない原因が同市の浄水場にあることを確認し、JICA から同浄水場の本格稼働を促す働きかけとモニタリングを継続的に実施。</li> <li>● JICA からの働きかけに加えて、日本大使による北マケドニア副首相への申し入れ（2017 年 11 月）等を行った結果、先方政府が主体的に対応策を検討の上、アクションプランを作成し、実施することを確認。その後、北マケドニア副首相のリーダーシップにより、同問題への対応策が検討された結果、原水受入が行われていない 5 自治体にて浄水場の更新・新設等の工事を行うことを決定し、政府内で予算を確保（合計で約 6 億円）し、各種工事の建設許可取得、技術提案書の作成等が進められている。</li> </ul>

<sup>1</sup> 本事業の審査時には、7 自治体への水供給を想定していた。他方、L/A 締結後の 2004 年に 7 自治体の 1 つであるズレトボ市がプロビシュティップ市に統合された。本モニタリングレポートは、審査時の自治体数に合わせて記載している。

- 事後モニタリング実施時点で、2自治体の浄水場は完工済であり、給水対象地域の給水人口の5割を占めるシュティツ市（人口約4.8万人）とカルビンチ市（人口約4千人）では、浄水場の新設や改修を行ったうえで、原水受け入れを開始予定。これにより、対象地域の約90%が原水受入の裨益者となる。このため、対象地域における上水の安定供給等、一定の開発効果が発現する見込み。残り3自治体のうち、2自治体は浄水場・パイプラインの入札を予定しており、1自治体に関しては、受け入れを開始に向け関係者と協議を継続中。

### (3) 教訓

- ① 農業森林水経済省の管理の下、実際に現場で事業実施にあたるズレトヴィツァ水公社のみならず、受益者である各自治体の主体的関与を含めた事業実施体制の構築が必要であった。また、事業開始前（審査時）に適切な水質調査を行ったうえで、濁度に見合った施設整備を当初より検討する必要がある。
- ② ハイレベルでの対話（日本大使から先方副首相への申入れ）、バルカン事務所からの働きかけや、本部からの出張による直接のモニタリングによって先方政府主体となり対応が促された。事業効果発現を阻害する事態が生じた際は、ハイレベルでの対話含め迅速且つ適切に先方政府・実施機関と協議を実施する事が重要である。